

Q&A 移動時間の扱い

Q1 従業員Aが社有車を使用して、朝、従業員B宅、従業員C宅に寄ってそれぞれ同乗させ、始業時間までに作業現場に行く場合、この運転や移動の時間は労働時間として扱われるか？

A いくつかのケースが考えられるので各々について検討してみます。

1. Aが前日に社有車で帰宅し、朝自宅からB、C宅に寄る場合**1-1. 社命でAが、B、Cを乗せる場合**

Aの運転行為は労働となるが、B、Cは単に車に乗っていただけなので労働とはならない。
会社送迎バスに例えれば、Aはバスの運転手でB、Cは搭乗者である。

1-2. Aが会社に無断で社有車を使用し、B、Cを同乗させる場合

会社から指示しているものでなければ、社有車を運転していてもAの運転行為は労働とならない。
また、B、Cも車に乗っていただけなので労働とはならない。

ただし、会社から直接指示がなくとも、自宅から作業現場までの交通手段が乏しく車で移動せざるを得ないと分かっていた上で社有車を持ち帰らせていた場合だと、暗黙の指示があったものと判断される可能性があり、この場合はAについては運転行為が労働となる。この場合もB、Cは1-1同様に労働とはならない。

1-3. Aが自分の車を使用し、Aが好意でB、Cを同乗させる場合

会社から指示しているものでなければ、Aの運転行為は労働とならない。B、Cの移動時間も労働とはならない。

ただし、会社から直接指示がなくとも、自宅から作業現場までの交通手段が乏しく車で移動せざるを得ないと分かっていた上で従業員が自家用車に乗り合いで現場へ移動することが常用だった場合、暗黙の指示があったものと判断される可能性があり、この場合は、Aの運転行為が労働となる。B、Cは労働とはならない。

2. Aが朝会社に寄って社有車を使用する場合**2-1. 社命でAが、B、Cを乗せる場合**

時刻を指定して会社に出勤するように指示されている場合は、Aの運転行為は労働となる。
所定労働時間外に作業現場へ移動する際、B、Cに対し移動時間中に会社からなにか用務を命じているならばB、Cの移動時間は労働となる。

ただし、移動中の時間を自由に利用できるような場合は、B、Cの移動時間は労働とはならない。

2-2. Aが会社に無断で社有車を使用し、B、Cを同乗させる場合

会社に立ち寄ったとしても、会社からの指示によらない場合、単に社有車というだけではAの運転行為は労働とならない。

B、Cは、移動中の時間を自由に利用できるならば移動時間は労働とならない。

2-3. Aが自分の車を使用し、Aが好意でB、Cを同乗させる場合

会社から指示しているものでなければ、Aの運転行為は労働とならない。B、Cの移動時間も労働とはならない。